

令和6年1月10日
島根県教育庁学校企画課
人材育成スタッフ 武田
TEL：0852-22-6672

教職員等による児童生徒性暴力等の根絶に向けた総合対策について

教職員等による児童生徒性暴力等の防止等にかかる取組を推進するため、「教職員等による児童生徒性暴力等の根絶に向けて＜島根県教育委員会の総合対策＞」を策定し、各県立学校、各市町村教育委員会、関係機関等に通知しましたのでお知らせします。

記

1 策定の趣旨

教職員等による児童生徒性暴力等については、本県においても深刻な事案が発生している。令和4年4月に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行され、教育職員等による性暴力等に関する総合的な規定が整備されたことを受け、教職員等による児童生徒性暴力等の根絶のための総合的な対策を策定し、様々な角度から取組を行っていく。

2 総合対策の概要

未然防止、早期発見、早期対処、厳正な処分等の4つの観点から取組について記載

- | | |
|----------|---|
| ① 未然防止 | 教職員等、児童生徒等に対する啓発、校内体制・環境の整備、新規採用・任用に当たっての対応 |
| ② 早期発見 | 定期的なアンケート調査や相談等の実施、相談（通報）窓口の整備と周知 |
| ③ 早期対処 | 事案認知（疑いも含む）の通報、事案の調査、児童生徒等の保護・支援、児童生徒性暴力等を行った疑いのある教職員等への措置、県教育委員会による調査、警察との連携 |
| ④ 厳正な処分等 | 懲戒処分、教育職員免許状再授与審査会の設置 |